

報道関係者 各位

平成 31 年 3 月 19 日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 宿里 明弘

(直通電話) 03-5403-2157

三協技研工業外 1 社不当労働行為再審査事件 (平成 30 年(不再)第 15 号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 荒木尚志)は、平成 31 年 3 月 18 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 会社は、同社工場で就労していた下請会社の従業員について、労働組合法第 7 条の使用者に当たらないとした事案 ～

会社は、同社工場で就労していた組合員(下請会社の従業員)に対し、労務提供について具体的な業務上の指示を行っていたと認められないことから、出勤時に同社敷地内で転倒し、負傷した当該組合員との関係において、労働組合法第 7 条の使用者に当たらない。

I 当事者

再審査申立人：神奈川県ユニオン(「組合」)(川崎市)

組合員 719 名(平成 29 年 10 月現在)

再審査被申立人：三協技研工業株式会社(「三協技研工業」)(愛知県豊橋市)

従業員 14 名(平成 29 年 10 月現在)

同：島野精機株式会社(「島野精機」)(埼玉県比企郡滑川町)

従業員 189 名(平成 29 年 10 月現在)

II 事案の概要

- 1 組合員 A は、三協技研工業に雇用され、同社の請負業務の注文者である島野精機の工場で就労していたが、平成 26 年 2 月、出勤時に同社敷地内の凍結した路面で転倒し、負傷した(「26 年事故」)。
本件は、①三協技研工業及び島野精機が、26 年事故に関する組合員 A の損害賠償問題等を議題とする組合の団体交渉申入れ(「本件団交申入れ」)に応じなかったこと、島野精機が、②取引先に対する組合の宣伝活動について、再び同様の活動を行った場合は法的手段を採ると警告したこと、③本件初審の審査手続において、組合には組合員 A の損害賠償請求権を代理して行使する権限がない旨の主張をしたこと、④本件救済申立て後の団体交渉で、組合の提示した損害賠償額の交渉に応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件である。
- 2 初審神奈川県労委は、島野精機は 26 年事故に関連する交渉事項の限りにおいて労働組合法(「労組法」)第 7 条の使用者に当たるが、三協技研工業及び島野精機の対応はいずれも不当労働行為に当たらないとして救済申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 本件団交申入れに対する三協技研工業の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか。

三協技研工業が、本件団交事項について「特に指摘されるような問題はない」と回答書に記載したのは、組合の要求に応じて交渉前に自身の見解を明らかにしたものと解されること、団体交渉については、組合の都合の良い日時を連絡するよう求め、団体交渉の開催に向けて組合との調整に応じる姿勢を示していること等に鑑みれば、同社が団体交渉を拒否したとは認められない。

したがって、本件団交申入れに対する三協技研工業の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たらない。

(2) 島野精機は、組合員Aの労組法第7条の使用者に当たるか。

本件では、組合員Aの負傷について安全配慮義務違反に起因する損害賠償責任が問題となっており、26年事故の発生場所を所有し、組合員Aの就労場所を提供している島野精機が、民事上、安全配慮義務に基づく責任を負う可能性はあり得る。また、労働安全衛生法には、労働災害を防止するため、労働契約上の使用者以外の事業者に対する一定の規制も定められており、島野精機がかかる規制の対象となる可能性もあり得るところである。

しかし、集团的労使関係の一方当事者たる労組法上の使用者といえるためには、単に、安全配慮義務を負う可能性があり得ることや、労働安全衛生法上、一定の規制の対象となり得ることのみでは足りず、当該労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる必要がある。

本件についてみると、島野精機では、朝礼や打合せに三協技研工業の従業員も参加していたこと、及び、組合員Aは、仕事が早く終わったときに、島野精機の担当者から隣の従業員の仕事を手伝うよう指示を受けたことがあったという事情は認められるものの、それ以上に、島野精機が組合員Aに対して、労務提供について具体的な業務上の指示を行っていたとは認められない。また、島野精機が同人の作業環境を支配、決定していたといった事情を認めるに足りる立証もなく、本件において、島野精機の労組法上の使用者性を肯定することはできない。

(3) 島野精機は組合員Aの労組法第7条の使用者に当たらないから、その余の点について判断するまでもなく、島野精機の上記Ⅱ1①ないし④の各行為は、いずれも不当労働行為に該当しない。

【参考】

初審救済申立日 平成28年2月26日（神奈川県労委平成28年(不)第8号）
初審命令交付日 平成30年2月26日
再審査申立日 平成30年3月12日